

◎ 私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百六号）抄（平成二十二年四月一日施行）
 （附則第百二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>附 則</p> <p>（国の補助の特例）</p> <p>第六条 国は、私立学校教職員共済法第三十五条第一項の規定によるほか、毎年度、予算で定めるところにより、事業団が当該事業年度において支払う長期給付等（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第 号）附則第七十六条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第五十五条の規定による改正前の私立学校教職員共済法第二十条第二項に規定する長期給付及び厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第三十二条に規定する保険給付をいう。以下この項において同じ。）に要する費用のうち、次に掲げる額を補助することができる。</p> <p>一 昭和三十六年四月一日前の組合員期間に係る長期給付等に要する費用として政令で定める部分に相当する額に、百分の二十以内で政令で定める割合を乗じて得た額</p> <p>二 二（略）</p> <p>2（略）</p>	<p>附 則</p> <p>（国の補助の特例）</p> <p>第六条 国は、私立学校教職員共済法第三十五条第一項の規定によるほか、毎年度、予算で定めるところにより、事業団が当該事業年度において支払う長期給付に要する費用のうち、次に掲げる額を補助することができる。</p> <p>一 昭和三十六年四月一日前の組合員期間に係る長期給付に要する費用として政令で定める部分に相当する額に、百分の二十以内で政令で定める割合を乗じて得た額</p> <p>二 二（略）</p> <p>2（略）</p>

◎ 私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第三百三十一号）抄（平成二十二年四月一日施行）
 （附則第三百三十三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則</p>	<p>附則</p> <p>（退職共済年金等の支給の停止に関する経過措置）</p> <p>第五条 第五条の規定による改正後の私立学校教職員共済法第二十五条の三の規定は、退職共済年金又は障害共済年金の受給権を有する者であつて昭和十二年四月二日以後に生まれたものについて適用し、同日前に生まれた者については、なお従前の例による。</p> <p>（社会保障に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律の一部改正）</p> <p>第六条 （略）</p> <p>（人事訴訟法の一部改正）</p> <p>第七条 （略）</p> <p>（社会保障に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律の一部改正）</p> <p>第八条 （略）</p>

(社会保障に関する日本国政府とフランス共和国政府との間の協定の
実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律の一部改正)
第九条 (略)

(社会保障に関する日本国とベルギー王国との間の協定の実施に伴う
厚生年金保険法等の特例等に関する法律の一部改正)
第十条 (略)

(その他の経過措置の政令への委任)
第十一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要
な経過措置は、政令で定める。

(その他の経過措置の政令への委任)
第五条 (略)